

会津若松市 排水設備工事マニュアル

【マニュアルについて】

- ◆ 本市は、①公共下水道・②農業集落排水・③個別生活排水の3事業があり、その排水設備のマニュアルです。
- ◆ 申請書の作成等については、本書を十分に活用し、正確な申請に努めてください。
- ◆ 公認業者との協議・打合において、本書を理解している前提としますので、良く読んで理解してください。

目次

1. 排水設備等計画（変更）確認申請書・確認通知書・届出書等の記入方法	
① はじめに	P 1
② 記入方法、注意点、項目等	P 2～4
③ 平面図（1mm方眼紙を使用）	P 4～8
④ 縦断図（1mm方眼紙を使用）	P 8～9
2. 確認申請書提出時に必要な添付書類等について	P 9
3. 除害施設について（設置・維持管理）	P 10～11
4. 確認申請書記載後の受付や事務、協議の流れ等について	P 11
5. 排水設備完成検査について	
① 排水設備完成検査受付、日程等	P 12
② 竣工図について	P 13
③ 検査について	P 13
④ 主たる検査項目（指摘事項）	P 13～14
⑤ 検査終了後	P 14
⑥ 再検査について	P 15
⑦ 水洗便所改造資金融資あっせん制度について	P 15
⑧ その他	P 16
6. 下水道・排水設備における維持管理等について	P 16
【 資料 】	
① 排水設備等計画（変更）確認申請書	P 17
②-1 平面図（公共下水道）	P 18
②-2 平面図（農業集落排水）	P 19
②-3 平面図（個別生活排水）	P 20
③ その他の施工例および汚水柵一覧表の例	P 21
④ 平面図凡例	P 22
⑤ 縦断図	P 23
⑥ 既設管使用念書	P 24
⑦ 除害施設維持管理届出書	P 25
⑧ 工事内訳書（融資あっせん用）	P 26
⑨ ためトラップ柵施工例	P 27
⑩ 継手組合せ寸法（必要落差）	P 28
⑪ 公共柵標準構造図（柵深）	P 29
⑫ 公共汚水柵等変更届出書	P 30～31

1. 排水設備等計画（変更）確認申請書・確認通知書・届出書等の記入方法

① はじめに

- 排水設備工事は、責任技術者の資格を有する者が管理してください。
- 排水管の経路は、排水に支障が無く、できるだけ最短になるよう十分に現地調査を行い設計をしてください。
- 申請書を提出する前や申請書を提出していても、確認通知がされないうちに排水設備工事（実管工事等）をすることは、**違反工事**になります。なお、布基礎等へのスリーブ（さや管）は、確認前でも可能です。
- 本市の下水道は、污水管に污水だけを流す**分流式**です。排水設備のますの中に雨水ますを接続したり、雨どいの雨水を流すことは絶対にしないでください。

② 記入方法、注意点、項目等

- 申請書、通知書および届出書の表面は、修正液等の使用不可
⇒ 訂正がある場合は捨印、または直接訂正印で修正してください。
捨印が無い場合は、申請書を提出し直しになります。なお、捨印を有効にさせるためには、申請者欄にも押印が必要です。
- 申請書、通知書および届出書の用紙サイズについて
⇒ 【B4】排水設備等計画（変更）確認通知書・申請書通知書、竣工図等の追加で提出する方眼紙
⇒ 【B5】各届出書、開始届の内訳書などの添付書類

（注意）

- 太枠内を記入。ただし、太枠外の立会人及び建築確認がある場合の日付、番号は申請時に記入。
- 申請者及び所有者（土地・建物・排水設備）の署名や押印は本人です。公認業者の代筆等は不可。
- 書き直しができるペンでの申請は不可。

（記入説明）【P17：資料①】とあわせて確認してください。

○ 様式・市条例関係

- ・ 公共下水道 ⇒ 申請書は、第2号様式（第5条関係）、
確認通知書同時提出 第3号様式（第5条関係）
- ・ 農業集落排水 ⇒ 左上に○で囲んだ「農」が記載されています。
申請書は、第1号様式（第4条関係）、
確認通知書同時提出第2号様式（第4条関係）
- ・ 個別生活排水 ⇒ 左上に○で囲んだ「個」が記載されています。
 - ・ 10人槽以下届出書 第14号様式（第12条関係）
↳ 届出のため通知書なし。
 - ・ 11人槽以上申請書 第12号様式（第10条関係）
↳ 確認通知書同時提出 第13号様式（第10条関係）

- (1) 捨 印
⇒ 強制ではありません。ただし、捨印を押印する場合は、申請者欄(※1)にも押印が必要。申請者欄に押印が無ければ、捨印は無効。
- (2) 計画・変更
⇒ (2)-1と(2)-2は同一内容。該当以外の場所を二重線で消す。
- (3) 申請者住所、氏名、フリガナ、電話番号
⇒ 特にフリガナの抜けが散見される。また、事業所等で申請する場合は、代表者まで記入。
⇒ 住所は住民基本台帳に則って記入。大字、字は省略しない。
※ 通知書に申請者氏名を忘れずに記入。会社が申請者であれば、会社名だけでなく、代表者名もあわせて記入。
- (4) 新設・増設・改築
⇒ (4)-1と(4)-2は同一内容。(4)-1は該当する場所を囲むか、該当以外の場所を二重線で消す。(4)-2は該当箇所に☑。
(用語解説)
新 設…すべて新設で施工する場合
増 設…既設の排水設備に追加する場合
改 築…一部既設管を残し、それ以外を新設する場合
- (5) 設置場所
⇒ 設置する場所の住所(もしくは地番)を記入。大字、字がある区域は省略しない。
・ 住居表示区域^{※1}は「建物番号」
・ 建物番号がまだ決まっていない場合、住居表示区域以外、建物がまだ建っていない場合は「地番」を記入
※1：住所が地番ではなく、建物に付番される地域のことです。地域が不明な場合は、会津若松市のホームページを御覧ください(トップページで「住居表示」と検索)。
- (6) 公認業者住所、名称、電話番号、公認業者印
- (7) 責任技術者氏名、押印、排水設備責任技術者登録番号
- (8) 汚水の種類
⇒ 該当箇所に☑。なお、個別生活排水の届出書・申請書については、この欄に設置浄化槽が何人槽なのかを記載する欄があるので、忘れずに記入。
- (9) 工事区分⇒ 該当箇所に☑。
- (10) 使用水別⇒ 該当箇所に☑。「水道水以外の水」「併用」の場合は開始届とあわせて「排除汚水量申告書」も提出。
- (11) 工期⇒ 工事の日数を記入。
- (12) 融資の有無⇒ 該当箇所に○。
※ 詳細は、「5-⑦ 水洗便所改造融資…について」を参照
- (13) 浄化槽の有無⇒ 該当箇所に○。

(14)除害施設の有無⇒ 該当箇所に○。なお、届出が必要な施設については、届出書を提出。

※ 詳細は、「3. 除害施設について～」を参照

(15)戸数⇒ 水道メーターの数と基本的に同数。

(16)排水人数⇒ 人数の考え方については、下記のとおり

- ・ 所有者が決まっている一般住宅
→ 居住する、またはしている人数
- ・ 建売や新築の集合住宅→ 未定
- ・ 店舗等→ 人が住んでいなければ0（ゼロ）
- ・ 学校や病院→ 0（ゼロ）
- ・ 老人ホーム→ 住民票を移した人数（入居前は未定）
- ・ 排水人数の変更がない増改築の申請 → -（ハイフン）

(17)土地所有者

⇒ 申請者以外の場合は、土地所有者の住所・氏名を記入し（所有者の直筆）、所有者の直筆でない場合は押印。申請者と同じ場合は、「申請者に同じ」と記載。

(18)建物所有者

⇒申請者以外の場合は、建物所有者の住所・氏名を記入し（所有者の直筆）、所有者の直筆でない場合は押印。申請者と同じ場合は、記載の必要なし。

(19)排水設備所有者

⇒ 申請者以外の場合は、排水設備所有者の住所・氏名を記入し（所有者の直筆）、所有者の直筆でない場合は押印。申請者と同じ場合は、記載の必要なし。

(20)建物用途

⇒ 一般住宅、集合住宅、店舗については、ラーメン店・理美容室・歯科医院など、具体的な業種がわかるように記入。

⇒ 主管工事の場合、(10)使用水別、(15)戸数、(16)排水人数は記載の必要なし（もしくは、斜線）。

(21)設置場所見取図

⇒ 直接記入

※はがれてしまう恐れがあるので、地図の貼り付けは不可。

- ・ 住宅地図の直接印刷は可。
- ・ 目標となる建物等を入れてください。
- ・ 申請置は、できるだけ中央に配置し、赤で表示及び旗揚げ。
- ・ 方位を記入。なお、原則上部を「北」とする。
- ・ 手書きの場合、場所を特定するため両隣及び向かい側の建物等の名称を記入。（○○宅、○○商店など）

(22)共同工事者名

⇒ 排水設備に係る共同工事の場合にのみ記入し、平面図内には工事(所有)の区分を明記。

(太枠外1)立会人名

⇒ 責任技術者と同一とし、申請時に忘れずに記入、押印。

(太枠外2)建築確認

⇒ 建築確認の申請があれば、確認の月日及び番号を申請時に忘れずに記入。

③ 平面図 (1mm方眼紙を使用)

平面図の記入方法は、【P 18~20:資料②-1~3】、

【P 21:資料③】、【P 22:資料④】を参照。記入において、注意すべき点を下記のとおり箇条書きにしたので確認願います。

○ 方位は、原則上部を北とする。

○ 平面図の縮尺を記入(黒)、1/100以上が望ましい。

○ 広大な敷地を有するもの(学校、工場、店舗など)については、必要に応じて適当な縮尺で全体図を作成し、確認できる縮尺での拡大図をあわせて作成する。

○ 建物の間取りや用途は、正確に記入する。なお、飲食店などの店舗は、客席も記入。

○ 公私・隣地境界線などを記入。

○ 柵や文字については、小さいと見づらいので、見やすさに配慮した大きさに記入(3mm以上が望ましい)。

○ 公共柵について

・ (黒で記入) 既設柵

・ (赤で記入) 新設した場合。交換・移設・高さ調整・撤去 など、届出を出したもの。【P 30:資料⑫】

⇒ 余白に赤で協議年月日、協議した担当職員名、工事内容、市施工・施主(申請者)施工も記入する。

・ 公共柵との取付け管は、道路内まで記入。

・ コンクリート製公共柵については、インバート形状も記入。

・ 塩ビ製公共柵に段差があっても、()書きは書く必要なし。

○ 接道する道路名(国道、県道、市道、私道、開発道路など)を記入。なお、赤道(あかみち)や水路などの公有地の場合もあるので、その旨を記入。

○ 器具、管路の記載方法について

・ (黒で記入) 既設

・ (赤で記入) 新設

・ 既設管経路での増設・改築工事は、接続する直下流の既設柵にNo.0を付番し、それ以外の既設柵は付番しない。

- ・ 直線状の排水管については、管径の120倍を超えない範囲に柵を設置する。
⇒ 例) 管径がφ100mmなら、12mを超えない範囲で柵を設置する。
- ・ 排水管が2経路以上ある場合は、分岐点から起点までの延長が長いほうから付番する。
- ・ 主管の明細（管種・管口径）は一括で記入できる。
⇒ 例) **主管はVU100とする。**
- ・ 柵、管のほか、記載するものとして、浄化槽の位置（黒）。水道メーターの位置（○や□にM、青で記載）、**通気管・自在手継**（緑で記載）、埋込散水栓（○の中に散、新設は赤、既設は黒）・不凍給水栓（新設は赤、既設は黒）などがある。状況をよく確認して、色別の表示を注意して記入する。
- 外部水栓について
 - ・ 不凍給水栓等において、洗剤の使用（手や物を洗うなど）頻度が高い場合には、ガーデンパンなどを設け、下水道へ接続する。ガーデンパンを設置することは、排出することの意思表示としてとらえる。
※ 雨水が流入しないことが条件となります。降雨時に常態的に雨水が流入するガーデンパンへの下水道への接続はできません。
 - ※ 既設の不凍給水栓（ガーデンパン等がある場合）の使用にあたり、「汚水の排出はしません」との申し出があれば、その限りにおいて下水道への接続をしないことも可としています（平面図の該当箇所にその旨記載）。
 - ・ 埋込散水栓・不凍給水栓が無い場合、余白に「**外部水栓無し**」と**赤**で記入。
※ 外部水栓について、農業集落排水、個別生活排水は適用しない。
 - ・ 散水等を主目的とし、水じまいの必要があれば浸透柵を設置する。
 - ・ 下水道接続なのか、浸透柵設置なのかは、使用者の目的や今後の状況をよく確認して方法を決定すること。
 - ・ ガーデンパンを下水道に接続する場合は、溜トラップ柵を設置する。なお、施工は維持管理の容易さを考慮し、嵩上げ無し全深400mm（製品によっては異なる場合あり）の柵を使用し、下流側には水封のためのφ75mmの防臭弁（ボンド付けはしない）を設置する。【P 21：資料③】 【P 27：資料⑨】
⇒ 溜トラップ柵が、直近の柵から3メートル以内に設置できる場合は、そのまま接続を可能とする。なお、3メートルを超える場合には、φ100の掃除口を可能な限り近くに取り付けること。

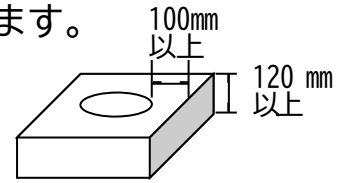
- 平面図と断面図が別紙となる場合は、平面図の余白に「汚水柵一覧表」を記入する。【P 21：資料③】
- 大便器から主管への接続、汚物経路の注意点
 - ・ 合流角度が45°以内の逆流防止柵（45YS・HS）を使用する。
 - ・ 汚物の経路は、主管・枝管どちらでも逆流防止柵、または同等の効果がある柵を設置する。
- 排水管について
 - ・ 屋内の排水管が新設の場合⇒管種、口径、距離のすべてを記入。
 - ・ 屋内の排水管（汚物経路）で、TY継ぎ手を使用した掃除口設置は「汚物溜まり」が生じる恐れがある。
 - ⇒ 柵に置き換える等の工夫をする。
 - ・ 屋外の排水管（枝管）の口径は、大便器からはφ100mm以上、その他（小便器含む）からはφ75mm以上とする。
 - ※ 壁から3mを超える場合は、φ100mm以上とする。
 - ・ 新設の枝管（φ75mm）で、1箇所の延長が屋内外あわせて3m以上の場合は、屋内、屋外それぞれの管の仕様、延長を記入する。
 - ・ φ100mmの排水管が屋内から直線状に設置される場合
 - ⇒ 外壁から3mまでは枝管、それを越える部分は主管となるので、枝管と主管の交点箇所に柵を設置する。
 - ・ 屋外の枝管で、45°以内の継手を使用する場合、1個なら柵を設置しなくても可。
 - ⇒ 同一枝管で継手を2個以上、もしくは90°の継手を使用する場合は、柵、または掃除口を設置。
 - ※ 柵を設置した場合、そこから下流側は主管となる。
 - ・ 平面図上で、排水管の接続状況がわかりづらい場所、特殊な接続箇所については、拡大図や構造図等を記入する。
 - ・ 障害物（植栽など）により、最短経路で排水管を設置できない場合は、その旨を平面図余白に記入する。
 - ・ 塩ビ製公共柵との接続については、必要土被り、勾配を確保することを条件に、ホールソー受口（合流サドル）を使用可とする。また、受口が重ならなければ、複数での取り付けも可能とする。
 - ※ 二経路で交差角度が90°をこえてホールソー受口を取付ける場合は、汚水（物）経路の受口は同じ高さか、それ以下に設置する。ただし、構造上や地形上の問題で、ホールソー受口が使用できない場合は、担当者と協議する。
 - ・ コンクリート製公共柵との接続については、従来どおりDR柵を使用するなどし、底部接合を基本とする。
 - ・ 車両等の通行条件やその他周辺の状況及び、経済性（最短経路）を考慮しつつ、柵や排水管が割れないように経路を設計する。

- 排水ヘッダーの使用は可。ただし、資材製造会社がシステムとして供給しているものに限ること。また、つまりを起こした時に速やかに点検できるよう、施工すること。
- 宅地内のコンクリート取壊し・復旧箇所については、色表示などで明記する。
- 訂正は修正液可。ただし、修正箇所が多い場合は、差し替え（書き直し）等に対応すること。
- アパートなどの集合住宅の場合は、どのメーターはどの部屋のものかわかるように、メーター・部屋両方に部屋番号を記入する。
- 使用水が併用や水道水以外だった場合の対応
 - ・ 使用水が併用の場合、水まわりすべての使用水別がわかるように、平面図余白に記入する。
 - ・ 使用水が井戸水のみや井戸水と水道の併用だった場合、開始届とあわせて「排除汚水量申告書」を提出する。
⇒ 排水人数（住んでいる人数）や使用水別も忘れずに記入する。
 - ・ 井戸水から水道への変更や排水人数の変更など、水まわりの状況が変わる場合には「排除汚水量異動届」を提出する。
- 「個別生活排水」放流管への雨水流入について
 - ・ 逆流する恐れがあるため、基本接続は不可。
 - ・ 枥などを使って合流させ、雨水管を放流管の管頂接続とする場合に限り可とする。
- 排水槽について
 - ・ 下水を自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置し排水ポンプで排出する（揚水式、圧送式どちらでも可）。
 - ・ 排水槽設置にあたっては、（公財）日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針と解説」を参考にするとともに、担当者と協議すること。
 - ・ ポンプ送水管を公共枥に直接接続することはなるべく避ける。
⇒ 点検等で公共枥を開けた際に、圧送された汚水が飛び散る可能性があるため。
- ディスポーザ排水処理システムについて
 - ・ 直接排水設備に接続することは不可。
 - ・ 処理槽汚泥引き抜き等の維持管理が適切に行われることが確認できる書類を提出できる場合に限り、ディスポーザ排水処理システムを設けることができる（公共下水道・農業集落排水に係る条例に定めあり）。
- その他
 - ・ 事業所等（一般住宅以外）で水道水以外の使用水がある場合は、申請者がその水量を計測する装置（子メーター等）を設置する。

- ・ 不明点や特殊な対応等を担当者と事前協議・打合せを行った場合には、余白に月日と協議内容を記入する。

- ・ 車が通る箇所に柵があり、コンクリートやアスファルト舗装をしない場合は、防護コンクリートの施工を推奨します。

【参考規格】コンクリート厚さは120mm以上、幅は、蓋枠の外径から100mm以上。



④ 縦断図（1mm方眼紙を使用）

縦断図の記入方法は、【P 23：資料⑤】を参照。記入において、注意すべき点を下記のとおり箇条書きにしましたので、確認願います。

- 縦断図の縮尺を記入（黒）、原則として縦1/100、横1/200以上とし、横の縮尺は平面図に合わせる。なお、数字等が重なる場合は、柵間を広げて記入する。
- 原則として、流下方向が右から左へ、または下から上へとなるようにし、平面図と照合しやすいように作成する。
- 記載方法について（色について、平面図に同じ）
 - ・（黒で記入）既設
 - ・（赤で記入）新設
- 公共柵の地盤高を10.00とし、宅内柵の地盤高は公共柵地盤高（10.00）を基準として記入する。
- 公共柵の柵深については、必ず実測して記入する。なお、塩ビ製公共柵の深さについては、標準柵、ドロップ柵の柵深については宅内上流側の管底高の深さとする。【P 29：資料⑪】参照
 - ※ 柵深を測る際に、浸入水・水溜り・破損箇所の不具合がないか確認し、異常があれば事前に申し出る。
- 縦断図の柵の表記は、柵番号、口径、種類(記号)、柵深の順で記入する。
- ドロップ柵、逆流防止柵（段差付き柵）の記入
 - ・ 土被りと管底高は、上段に下流、下段に上流の数値を二段書きとする。
 - ・ 柵深は、ドロップ柵は先に上流、後に（ ）書きで下流を記入。逆流防止柵は深い方のみを記入。
- 勾配について、設計の段階では公共下水道は2～3%以内、農業集落排水、個別生活排水は1%以上を基本とする。
 - ⇒ 管内流速については、0.6～1.5 m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0 m/秒とすることができる。
 - ※ 個別生活排水は、縦断図を省略できる。
- 主管が二経路以上ある場合は、経路毎に合流柵より起点柵までの縦断図を作成。

- 主管の延長（合計・小計の記入）
 - ・ 1 経路の場合は、合計延長距離を最終柵の後に記入。
 - ・ 2 経路以上の場合は、経路毎に小計を記入。合計は柵番号の一番最後の小計の後に記入。
- 宅地内排水管の土被りは、原則として300mm以上とする。
- 主管の縦断設計は公共柵の深さ、敷地の地盤高を考慮し、排水に支障が無く、できるだけ最短で、最も浅くなる経路を優先しながら土被りを取れるように計算をする。その際、公共柵への接続が ホールソー受け口(必要落差25cm以上：【P 28：資料⑩】参照)か、DR柵を介してか、直接底部かにより異なるので、適切な方法によること。
- φ500 コンクリート製公共柵に内副管で施工する際には、上部に掃除口を設置すること。
- 設計の段階で、土被りや勾配が前述の基準から外れる場合は、必ず担当者にご相談ください。

2. 確認申請書提出時に必要な添付書類等について

- 水道工事を同時に行う場合は、給水装置工事申込書（図面）の写しを添付する。
- 特殊な設備・器具を使用する場合は、詳細なパンフレット、カタログ等を添付、加えて下水道施設課担当者と事前協議をすること。
- 「水洗便所改造資金融資あっせん制度」（詳細は、5-⑦参照）を利用する場合は、工事内訳書【P 26：資料⑧】に必要事項を記入して提出する。
- 既設管（浄化槽で使用している管等）をそのまま使用する場合は、申請者より既設管使用の念書【P 24：資料⑥】を提出する。但し、支障なく使用でき、雨水等の浸入がなく、蓋は防臭構造のものとする。
 なお、既設管を使用の際には、十分に調査を行うこと。
- 除害施設を設置するときは「除害施設維持管理届出書」【P 25：資料⑦】または、委託先との「維持管理契約書」の写しを提出する。
 ただし、理髪店等のヘアーキャッチャーや農業集落排水の分離柵は、提出不要とする。
 ⇒ 除害施設の設置・維持管理については、次項に記載。
- 北会津地区の公共下水道・農業集落排水の申請については、加入金(50,000円+消費税)の納入を確認してから申請書を受付する。

3. 除害施設について（設置・維持管理）

○ 下水道施設の機能を損なう恐れがある場合には、「除害施設」の設置が義務付けられている。

○ 除害施設の主なもの

・ グリーストラップ

⇒ 主に飲食店が油（脂）や野菜くずなどを取り除くためのもの。使用量、使用頻度ともに多くなることが想定されるので、可能な限り毎日確認し、油（脂）が溜まっていけば取り除く。

※ 固まってしまうと、取り除くことが困難になる。専門業者への依頼も可。

※ 維持管理を怠り、下水道管を油（脂）で詰まらせた事案あり。原因がはっきりしていれば、原因者に下水道管の清掃費用を負担。

⇒ 建築確認申請で「飲食店」と届け出た場合には、仮に調理をしない場合でもグリーストラップを基本設置します。

※ 建築基準法施行令第129条の2の4の3（五）

（大臣が定め）→ 昭和50年12月20日建設省告示第1597号

・ プラスタートラップ

⇒ 歯科医院や歯科技工所、整形外科医院の技工室、学校の美術教室などの排水中に含まれる土砂や石膏・金属くず等が下水道に流出するのを防ぐためのもの。定期的に蓋を開けて、沈殿物が溜まっていけば使用者が取り除く。ただし、沈殿物の性質上、そのままゴミとして出すことが難しい可能性もあることから、処分方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、必ず確認すること。

（グリーストラップ・プラスタートラップ（除害施設）の選定方法）

○ トラップの選定は、一般に店舗全面積に基づく選定方法を用いるが、利用人数が想定できる場合には、それに基づく選定方法を用いてもよい。

・ 飲食店→ 店舗全面積や利用人数を基準として阻集器の容量を算定

⇒ 申請時に算定基礎が分かる資料を添付。

・ 歯科医→ 治療系排水で200ℓ、技工系排水（プラスターほか）で300ℓを基準として阻集器の容量を算定。

⇒ 過去に水銀が下水浄化工場へ流れ込んだ事案があったため、比較的余裕を持った容量としている。立地等で前記の容量以下のものしか設置できない場合は、事前に担当者と協議をするとともに、処理できる根拠となる算定基礎の資料を添付する。

・ その他施設

⇒ 店舗全面積や利用人数での算定が難しい場合は、水栓の個数と口径により算出する。

- 使用者への説明
 - ・ 除害施設の維持管理については使用者が実施します。公認業者が使用者に対し、わかりやすく説明してください。
【参考】 維持管理が必要な「溜トラップ柵」については、チラシを作成して使用者に渡している公認業者もおります。

4. 確認申請書記載後の受付や事務・協議の流れ等について

- 書類は、正面玄関先にある指定業者専用ボックスでやり取りをします。
 - ・ 受付の際は「排水設備申請受付」ボックスへ入れてください。
 - ・ 内容を確認後、訂正などがある場合は、公認業者名記載のボックスに返却します。
 - ・ 図面訂正が完了したら、「排水設備図面手直し完了」ボックスへ入れてください。基本的に連絡はしませんので、書類を提出したら確認通知書が出るまで公認業者名のボックスを確認してください。
- 排水設備等計画（変更）確認申請書と同左通知書及び、必要であれば「2. 確認申請書提出時に必要な添付～」にある添付書類もあわせて提出。
- 申請書の受付・審査 ⇒ 本書のマニュアルに基づき審査します。
- 申請書審査が完了しましたら、確認通知書に公印を押したものをボックスへ入れます。内容を確認し、確認通知書年月日以降に着工してください。※事前着工はしないこと。
- 工事を着工し、施工中に申請図面に変更があれば協議するとともに、竣工図を提出。
- 下水道が使えるようになったら（水回り1か所でも下水道に流すことができるようになれば）、遅延なく「開始届」の届出をしてください。（下水道条例：第15条 第1項）
※ 下水道が使用できるようになったにも関わらず、数か月遅れて「開始届」が届出されることがないようにしてください。
下水道使用料が賦課されず、賦課漏れになります。

5. 排水設備完成検査について

① 排水設備完成検査受付、日程等

- 工事が終了したら、完成届・開始届を提出。
 - ・【開始届、休止届、廃止届、再開届】（下水道条例第15条第1項）
⇒ 下水道の使用を開始した（休止・廃止したものを再開した場合も含む）ときは、遅滞なくその旨を届け出でなければならない。
 - ・【完成届】完成後5日以内に届け出る。（下水道条例第8条第1項）
⇒ 完成届の着工日は通知年月日と同じか、それ以降とすること。
※ 通知年月日前を記入すると、事前着工になってしまいます。
⇒ 完成届の下に立会人氏名・印の欄があるので、忘れずに記入・押印すること。
 - ・ 完成届・開始届にメーター番号、開始時の指針は忘れないで記入すること。
 - ・ **住居表示区域**で新築の場合、完成届提出の際に番号がわかれば記入。
※ 1：P2に説明記載
- 完成届の提出日時で検査の日程が決定します。
 - ・ 水曜日の午前中までに提出された完成届が、翌週検査となります。
※ 個別生活排水については、これに該当しません。日程は都度調整となります。

例)

	月曜日 (午前)	月曜日 (午後)	火曜日 (午前)	火曜日 (午後)	水曜日 (午前)	水曜日 (午後)	木曜日 (午前)	木曜日 (午後)	金曜日 (午前)	金曜日 (午後)
第1週							★完成届提出★			
第2週	★完成届提出★						●完成届提出●			
第3週			●完成届提出●							
第4週			●検査●(水曜以降希望は要相談)							

◆土日、祝日は、完成届の受付はできません。

◆水曜日が祝日の場合は、火曜日提出分(完成届)までが翌週検査となります。

◆土日・祝日は検査を行いません。

◆検査は月・火曜日で実施しますが、件数が多い場合は水曜日以降になる場合もあります。

- ・ 下水道施設課で検査日程を調整し、検査日の2日前までにメールなどで連絡します。メールで連絡したものについては内容を確認しましたら、速やかに返信してください。
- ・ 申請者には、公認業者から検査日を連絡し、必ず了解を得てください。また、申請図面（変更あれば竣工図）は、申請者にも必ずお渡しください。
- 完成届提出の前に必ず社内検査を実施し、不良箇所がないことを確認してください。
 - ・ 社内検査での検査員は、責任技術者の資格を有する者が担当。ただし、その工事での責任技術者は、同一現場で社内検査員を兼ねることはしないでください。

② 竣工図について

- 竣工図がある場合は、完成届と同時に提出する。
 - ・ 竣工図は必ず現場で実測し、出来形として正確な図面とする。
 - ・ 竣工図は申請者にも提出する。
 - 竣工図とわかるようにタイトルを記入（下の記入例参照）
 - ・ 用紙の左上部に記入
 - ・ タイトルは竣工図面の枚数分、それぞれに記入する。
- | 竣 工 図 | |
|-------|---------|
| 確認番号 | 第13310号 |
| 申請者名 | 下水 太郎 |
| 公認業者名 | (株)水道設備 |
- 竣工図には、必ず変更箇所・変更理由を図面余白に赤字で記入する。
 - ・ 例)
 - 変更箇所⇒ No.1 の柵を ST から 45L へ変更。
 - 変更理由⇒ 建物の基礎が障害となり経路の変更したため。
 - ※柵番号は、申請時の番号を基準にする。
 - 軽微な変更以外は担当者との協議を終えてから、施工を行うようにすること。
 - 竣工図も審査の対象となる。審査後に訂正箇所がある場合は、検査前日までに訂正を完了させる。
 - ※ 訂正が完了していない場合は、検査日程の変更となる場合がある。

③ 検査について

- 立会について
 - ・ 検査は責任技術者が立ち会う。
 - ⇒ 責任技術者が立ち会うことができない場合は、事前に下水道施設課に連絡の上、変更の手続きを行う。
 - ・ 検査時準備品
ライト（乾電池の確認）、鏡、バケツ、柵を開けるための工具、コンバックスまたは、延長を測るテープ、図面訂正用具（修正液、4色ボールペン等）、その他、検査員が必要と判断するもの。
 - ・ 検査時はヘルメット着用を基本とし、作業ができる服装とする。
- 検査方法
 - I 起点から水を流す（起点が複数あれば、すべて流す）
 - II 図面（竣工図面）と柵に違いがないか確認
 - III 鏡を入れて、主管、枝管等の確認
 - ※ 検査員が2名の場合は、IIとIIIを同時に行います。

④ 主たる検査項目（指摘事項）

- ・ 排水設備工事が未完成である
- ・ 排水設備に使用した材料等に破損がある

- ・ 柵、管の清掃をしていない
- ・ 工事箇所の埋め戻しが不良（整地状態が悪い場合や陥没がある）
- ・ 柵、管の接合部分から浸入水がある
- ・ **柵間の延長が管径の120倍を超えている**

内径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24
【参考】公共下水道勾配	2.00/100以上	1.70/100以上	1.50/100以上	1.20/100以上

- ・ 屋外（壁から外）の枝管部がφ75で3mを超えている
 - ・ 柵の仕上高が合わない（地盤との整合がとれていない）
 - ・ 柵、管にモルタル等が著しく付着している
 - ・ 柵、管の差込が不足している（隙間がφ150以下で1cm以内、φ200で2cm以内）
 - ・ 汚水の流れが遅すぎたり、逆勾配、たるみ、水溜り等がある
⇒ 管内の水溜りは、φ100の管で水幅2cm以下であれば可。
ただし、雑排水のみ。
 - ・ 排水管の勾配が基準を大幅に超えている
 - ・ 二重トラップになっている ⇒ 通気型掃除口を使用すれば可
 - ・ 汚水（物）が逆流する
 - ・ コンクリート公共柵の管口仕上げが不良
 - ・ コンクリート公共柵のインバート仕上げが不良
 - ・ 排水柵が1%以上傾いている
 - ・ **柵間の目視検査で管路が1/2以上見えない**
 - ・ **竣工図と現場が違う**
 - ・ 溜トラップ柵の配管について、防臭弁を取り付けしない流入側の方については、2cm以内にカットされているか
⇒ 使用者が維持管理しやすくするため
- ※ 上記以外の項目について、現場で確認が必要と検査員が判断したものがあつた場合には立会人に説明を求め、必要があれば対応していただきます。**

⑤ 検査終了後

- 検査に合格すれば、検査済証（青と白の楕円のシール）を交付します。どの位置に貼るのか、前もって申請者に確認してください。
⇒ 建物の外側から見える所で、ドアの上側や固定されたポストなどが多いです。
- 軽微な修正や対応確認であれば、写真確認（立会を行わない）を行う場合があります。現場で指示いたしますので、対応願います。
- 軽微な変更や手直しは、その場で直せる場合があるので、資材、工具一式を用意してください。

⑥ 再検査について

- 排水設備検査を行い、不適正(基準外)な箇所があれば不合格となり、後日再検査となります。
⇒ 「手直し指示書」を発行しますので、翌日以降に正面玄関先にある指定業者専用ボックスから受け取ってください。
- 指示書の完了年月日までに手直しを完了し、手直し完了年月日、責任技術者名などの必要事項を記入し、下水道施設課まで提出してください。尚、指示書の完了年月日までに、なんらかの理由で手直しが完了できない場合は、前もって担当者まで連絡してください。
- 手直しが完了し指示書提出後、正常に機能するようになれば再検査を実施します。再検査に合格後、検査済証を交付します。
- 排水設備の再検査の日程は協議の上、決定します。
⇒ 申請者には必ず日程を連絡し、了解を得てください。

⑦ 水洗便所改造資金融資あっせん制度について

- 排水設備の申請と一緒に、融資あっせんの申請を行ってください。
- 工事内訳書などの必要な書類を添えて申請し、下水道施設課での内容を審査を経て、「融資あっせん予定通知書」を発行します。
通知書と必要書類を持参し、利用する金融機関に融資の申込をした後、融資可否の結果を確認してから確認通知書を発行します。
⇒ それまで工事の着工はできません。
- 付帯工事費の適用範囲は給水工事、木工事、電気工事部分の、便所内工事に限ります。
- 便所以外の水回り改修工事をを同時に行い、その工事金額も含めて融資を受けようとする場合は、「便所以外の水回り改修工事」費も記入してください。その場合、当該工事箇所の工事前後の写真を完成届と併せて提出してください。
 - ・ 木工事は18万円、電気工事は2万円が融資あっせんの限度額となる。
- 必要に応じて、排水設備完成検査時に当該箇所の確認を行います。
⇒ 確認を行う場合は、検査日時報告の際にその旨伝えるので、申請者に連絡し、確認が出来るように準備をしてください。
- 検査に合格したら、融資あっせん決定通知書は下水道施設課より申請者へ直接郵送します。申請者は、これと必要書類を持って金融機関で融資の手続きをしていただくこととなります。

⑧ その他

- 排水設備工事は、責任技術者の資格を有する者が管理すること。
- 市外業者様へ
 - ・ 会津若松市に申請書を提出する場合には、函面等の書き方等も含め、このマニュアルを熟読しご理解のうえ、作成してください。
 - ・ 申請書に訂正等があれば、来局して対応していただくこととなります。これについては特例はありませんので、事務効率の観点からも訂正がないよう、よく記載内容を確認してから提出してください。

6. 下水道・排水設備における維持管理等について

- 公共枡（市管理）
 - ・ 壊れていたりした場合は、市担当者へ申し出てください。なお、φ500のコンクリート製公共枡の上蓋がFC製でその上を通行する場合などは、割れる恐れがあることから、市で交換を実施します。事前にわかっている場合は、担当者に申し出てください。
- 公共枡から上流の排水設備（お客様管理）
 - ・ 管の修理や維持管理の費用はお客様の負担になります。公共枡以外で不具合等がありしたら、公認業者（新築であればハウスメーカー）に相談してもらうように、お客様にお話ください。
 - ・ 溜トラップ枡
 - ⇒ ガーデンパンを利用した際に流れる土砂を溜めるものです。使用頻度にもよりますが、定期的に蓋を開けて泥溜部分を確認し、溜まっていれば使用者が取り除くよう、お客様に説明してください。
- 公認業者は工事完成後も、お客様へのアフターサービスや相談、アドバイスに努めてください。

会津若松市
上下水道局
イメージキャラクター
こしえるん



◎不明な点などがある場合は、
下水道施設課 下水道管理グループ
排水設備担当へご相談ください。

直通電話：（0242）23-9507
F A X：（0242）23-8870

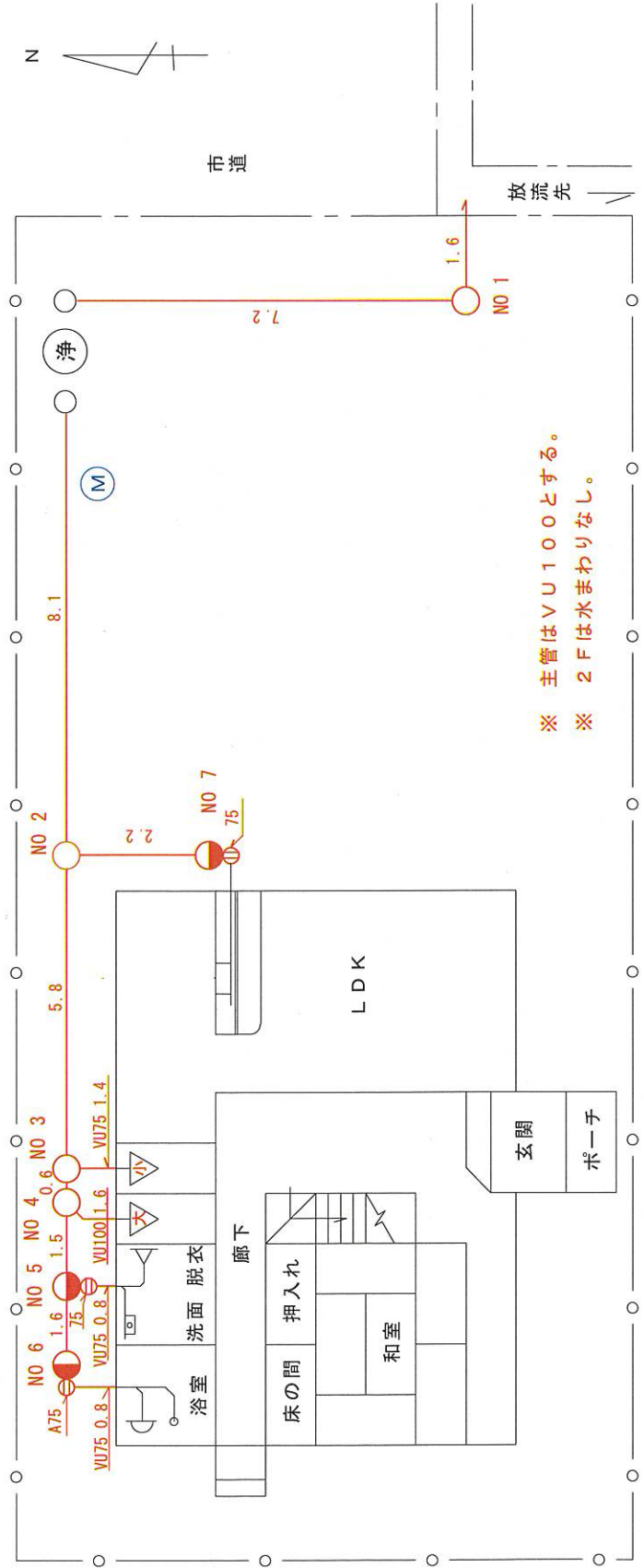
資料②-3

個別生活排水処理

N 0	口径	種類
NO 1	Φ 150	90L
NO 2	Φ 150	90YS
NO 3	Φ 150	90Y75
NO 4	Φ 150	45YS
NO 5	Φ 150	UT75
NO 6	Φ 150	UTK75
NO 7	Φ 150	UTK75

※ この図面は都合により縮小してあります。
 そのため数字等も小さくなってますが、実際の作成は基準によってください。

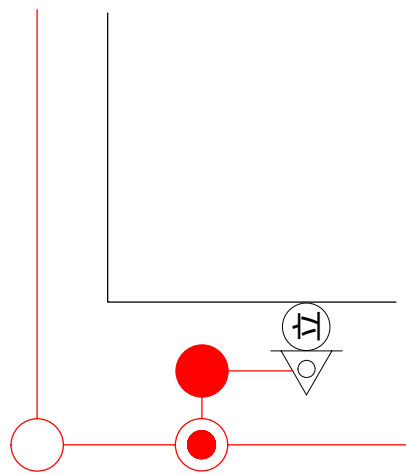
- 排水設備の基準は、農集に準じます。
- 縦断図は、省略できます。
- 外流しは、接続しません。
- 外部（軒下等）にあっても、洗濯機の排水は、接続します。



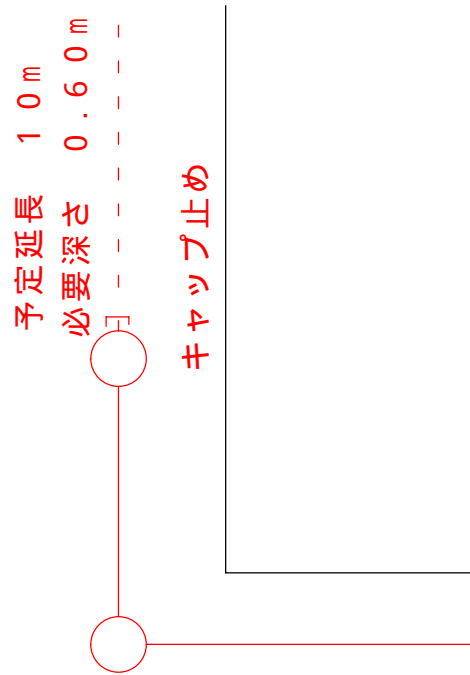
※ 主管はVU100とする。
 ※ 2Fは水まわりなし。

平面図 縮尺 1/100

溜トラップ枡を中間に接続する例（S T + D T）



接続予定がある場合の例



汚水枡一覧表		
N O	口 径	種 類
0	200	公共枡
1	150	90YS
2	"	UT75
3	"	UT75
4	"	UT75
5	"	UTK75
6	"	45YS
7	"	45YS
8	100	掃除口
9	300	溜トラップ枡

平面図凡例

名称	記号	名称	記号
境界線 道路や水路と敷地	— — — — —	油脂 トラップ類	
境界線 上記以外	—○—○—	通気管	
公共桧 コンクリート製	Φ 500 コンクリート製公共桧	立管	
公共桧 塩化ビニール製	Φ 200 塩化ビニール製公共桧	インバート桧	
塩ビ管	V P U (厚肉)	トラップ桧	
既設管	— (黒)	ドロップ桧 ドロップ施工	
新設管	— (赤)	ドロップ桧	
大便器	△	溜トラップ桧	
小便器	△	浸透桧	
浴室	⌒	掃除口	
流し類	□	自在継手 (樹の直近で使用)	
手洗い 洗面器	▽	埋込散水桧	
洗濯機	□	水道メーター (公的)	
外部流し台 (ガーテンパン等)	▽	水道メーター (私的)	
立上がり水栓	⊙	浄化槽	
目皿・床排水等	●	将来計画	
管トラップ	⊙	管撤去部	

設計図記載數位

以下の数字を含め、他の英数字等の大きさは3mm (新聞の文字大) 以上とする。

項目	表示範囲 (下位▲を四捨五入)	単位
桧深	○.○○▲ 小数点以下2位まで	m
汚水管の勾配	○.○○▲ 小数点以下2位まで	%
地盤高	○○.○○▲ 小数点以下2位まで	m
土被り	○.○○▲ 小数点以下2位まで	m
管底高	○.○○○▲ 小数点以下3位まで	m
延長	○○.○▲ 小数点以下1位まで	m
桧の口径	○○○ (通常の呼び径)	mm
汚水管の口径	○○○ (通常の呼び径)	mm

※凡例の変更

追加 削除

名称	記号	名称	記号
立上がり水栓 (流し台等含まない)		境界線 公有地と公有地	

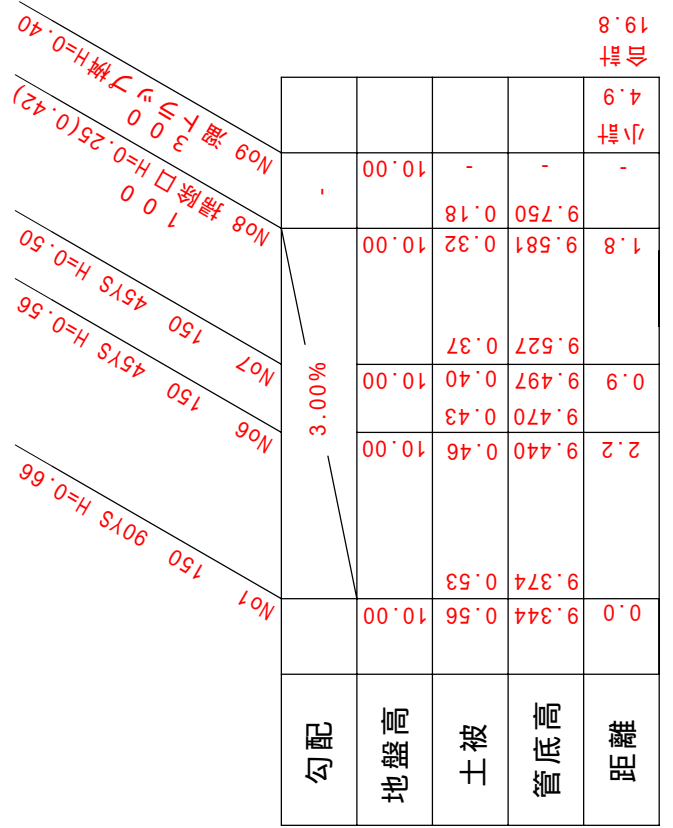
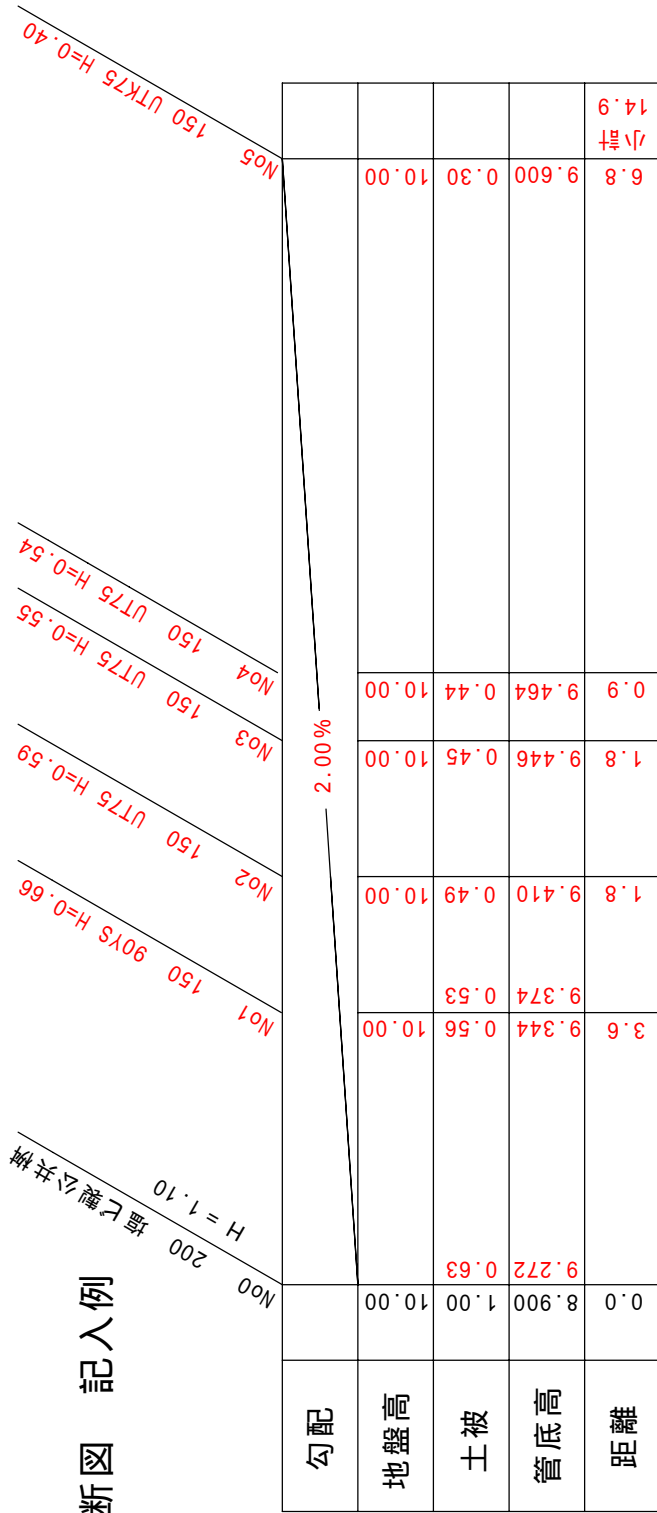
記載例



(新設で浸透桧を併設)

(既設の立水栓にガーテンパンを新設)

縦断面 記入例



縦断面 S=1/100

資料⑥

令和 年 月 日

会津若松市上下水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名

念 書

既設管使用について

会津若松市 地内における排水設備等計画確認
の申請をいたしました。が、都合により一部の既設管を使用し、公共ますに接続させて頂きたいと思っております。

万一、公共下水道等に支障をきたす恐れがある場合は、当方にて処置をし、貴下水道施設課には、一切意異議申し立てをしませんので、確認をお願いいたします。

資料⑦

令和 年 月 日

会津若松市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

除害施設維持管理届出書

会津若松市 地内において、排水設備工事に
伴い設置した除害施設において、産業廃棄物処理委託契約書及び維持管理契約書等を
提出するところですが、個人の責任により定期的に清掃・点検を行い、施設内に堆積する
油脂等は適正に処理致します。なお、維持管理を怠り公共下水道に支障をきたした場合には、
下水道施設課による指導に従い対応することを確約することとします。

資料⑧

排水設備工事内訳書(融資あっせん用)

会津若松市上下水道局 下水道施設課

確認番号

※ 確認番号は下水道施設課で記入しますので、提出時は書かないでください。

申請者名

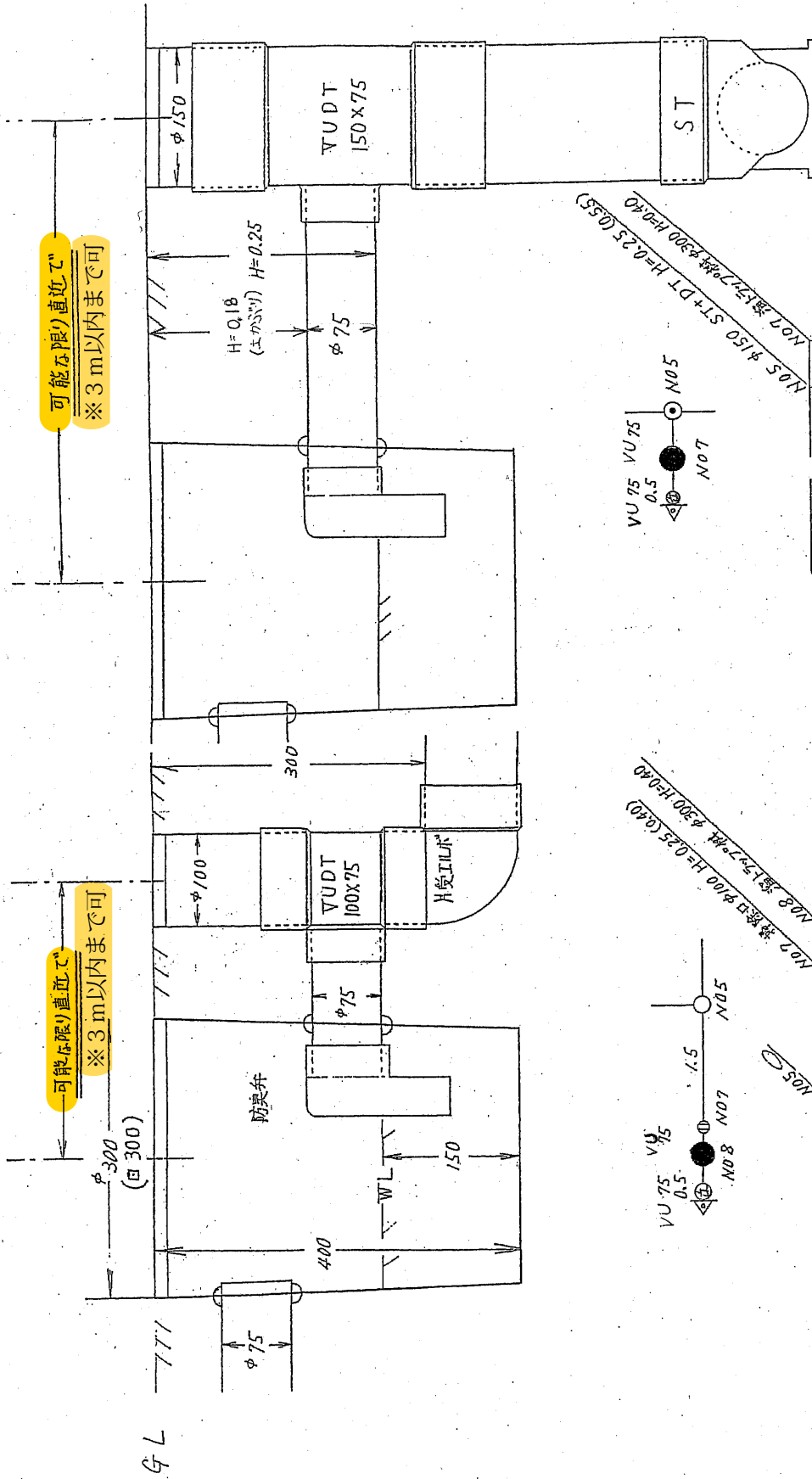
融資希望額 万円

※ 融資希望額に消費税を含めることはできません。右の表の「合計」金額内での希望額になります。

種 別	金 額				
資材費					
労務費					
諸経費					
給水工事					
木工事					
電気工事					
便所以外の 水回り改修工事					
合 計					
消費税					
総 計					

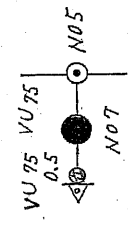
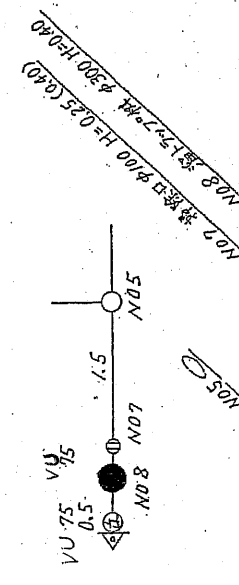
施工例 1 タマトラップ桝

施工例 2



可能な限り直進で
※3m以内まで可

可能な限り直進で
※3m以内まで可



勾配	地盤高	土被	管底高	距離
2.00%	10.00	10.00	9.600	1.5
	9.750	0.18	0.30	
	9.450	0.45		
	9.750	0.18		
	10.00			
	0.0			0.0

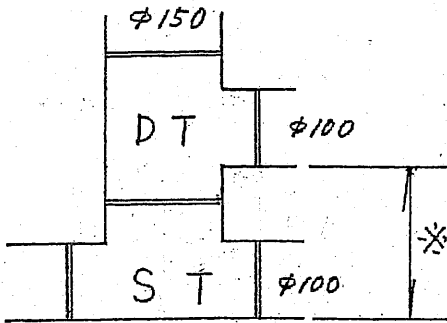
勾配	地盤高	土被	管底高	距離
—	10.00	—	—	—
	9.450	0.45		
	9.750	0.18		
	10.00			
	0.0			0.0

N08 桝径φ100 H=0.25(Q.80)
N07 桝径φ100 H=0.40

N05 桝径φ150 ST+DT H=0.25(Q.55)
N07 桝径φ100 H=0.40

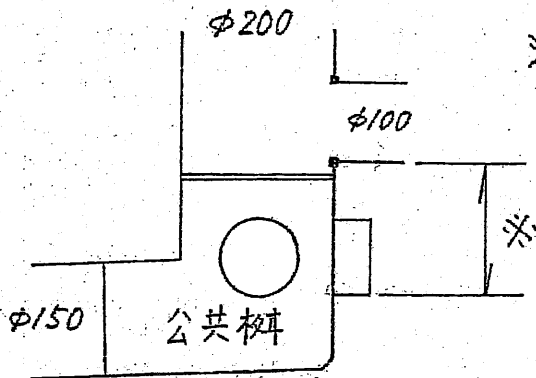
施工例 継手組合せ寸法(必要落差)

1. ST+DTで施工



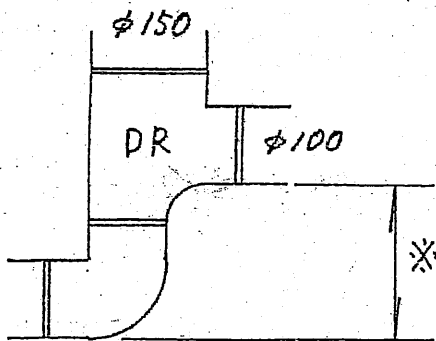
- * DTを使用 → 0.27以上
- 7ヶスグー (セキスイ) " → 0.22
- 150×75を使用 → 0.30以上

2. ホールソー受口で施工



- * 0.25以上

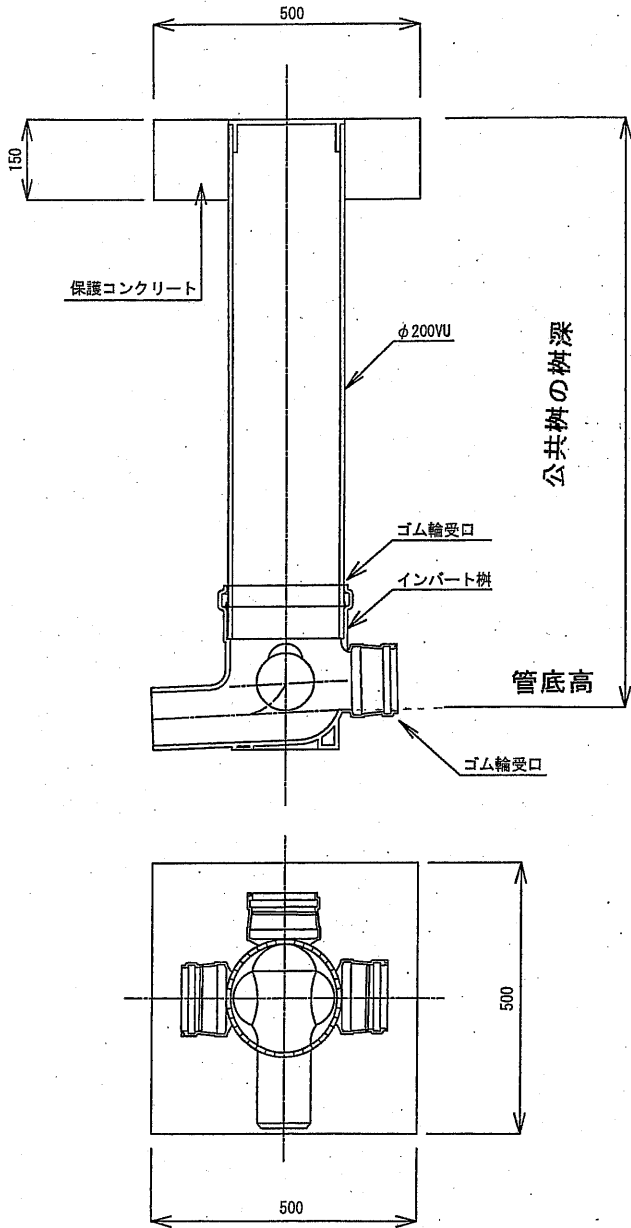
3. ドロップ桟で施工



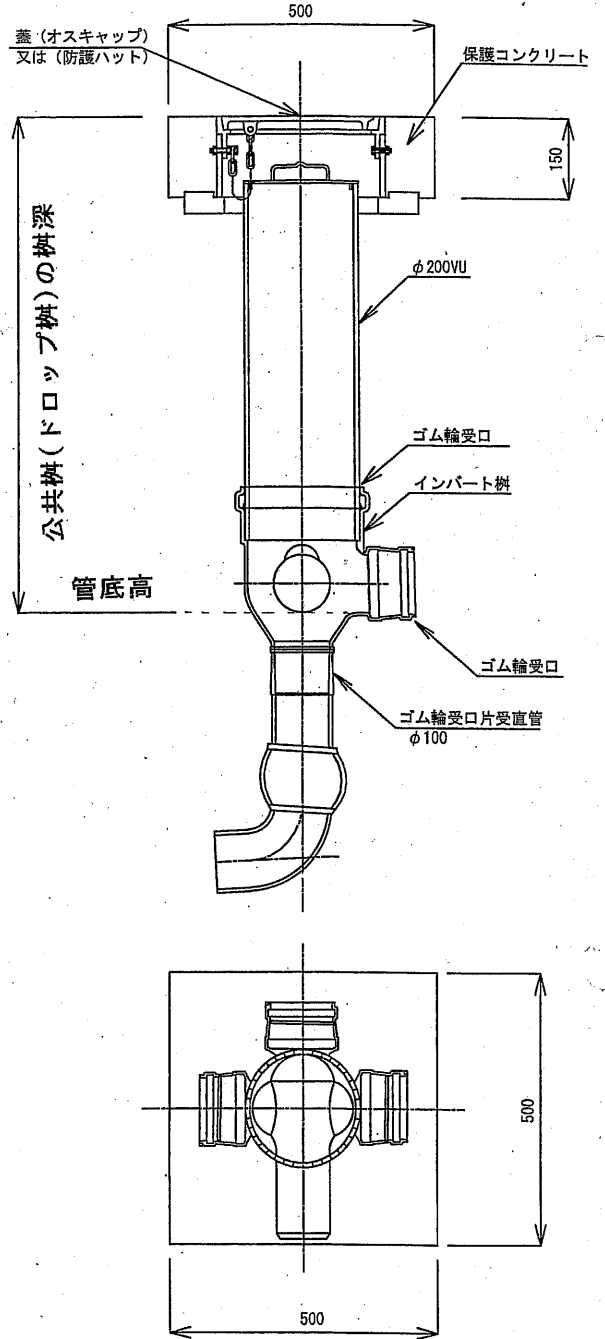
- * DR-P (下部パイプ) を使用 → 0.20~0.25
- 片受エルボ " → 0.20
- 上記以外 " → 0.25以上

公共柵標準構造図(柵深)

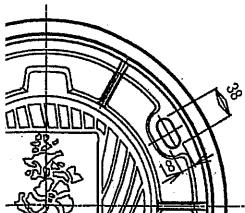
標準柵



ドロップ柵



防護蓋



公共汚水柵等変更届出書

会津若松市上下水道事業管理者 様

届出者 住所

氏名

(TEL:)

下記理由により、公共汚水柵等の変更を届け出ます。

変更内容 ※該当箇所にチェック (☑)		<input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 撤去
理由		
施工場所		
工事期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工事实施方法 ※該当箇所にチェック (☑)		<input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> 直営
工事施工者	住所	
	会社名	
	担当者	
	電話	
添付書類		位置図・汚水柵調書・写真(施工前・施工中・完成)
備考		書類提出者 電話

処理事項

※市担当者記入欄

確認年月日		令和 年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
確認者氏名	届出者	
	下水道施設課	
施工状態		
備考		

- 注) 1. 当該工事の費用については、原則として届出者負担となります。
 2. 届出者あるいは同意者(土地所有者)が共有等により複数の場合は、裏面に住所・氏名を記入(手書き)のうえ、押印をお願いいたします。
 3. 施工前と完成の写真は、柵深さ(宅内側)の検尺写真も添付して下さい。
 4. 移設の場合は、移動距離がわかるようにして下さい(写真か図面に記入)。

(裏面) 届出者及び同意者が2名以上の場合に使用してください。
※手書きで記入してください。

●届出者
(排水設備義務者)

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

●同意者
(土地所有者)

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____